

復興庁

番号	制度名
復興庁	
復興01	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大

点検結果表

(行政機関名：復興庁)

制度名	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
税目	法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

① 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（復興拠点等の整備等）について、達成すべき水準が定量的に示されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>帰還困難区域の取扱いについては、与党提言「東日本大震災 復興加速化のための6次提言 ～復興・創生への道筋を明示～」を踏まえて、政府方針「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」（本年8月31日原子力災害対策本部、復興推進会議決定）が示された。当該政府方針において、復興拠点を、各市町村が実情に応じて適切な範囲で設定し、県と協議の上で整備計画を策定することとされた。現在、これを踏まえた制度を検討中であることから、市町村は計画を策定することが不可能である。このため、現時点で定量的な達成目標及び達成時期を示すことが困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

② 過去の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数及び適用額が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数及び適用額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

③ 僅少・偏りの状況

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

④ 将来の適用数等

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数及び適用額が予測されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と同旨</p>

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

⑤ 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、過去の実績がないことが明らかにされたため、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑥ 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と同旨</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

⑦ 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の効果が把握されておらず、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明によれば、過去の実績がなく、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

⑧ 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の効果について、「帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備等に向けた検討及び具体化が促進される」と説明されているが、定量的に予測されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（復興拠点等の整備等）に対する効果の寄与について、本特例措置によって達成目標が達成されることが明らかにされていない。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と同旨</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑨ 過去の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑤過去の減収額及び⑦過去の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>現時点において実績がないため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑤過去の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑦過去の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

⑩ 将来の税収減是認効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の税収減を是認するような効果を説明するために用いる点検項目⑥将来の減収額及び⑧将来の効果に分析・説明の内容が不十分であると思われる点がある。</p>
<p>【復興庁の補足説明】</p> <p>点検項目①達成目標と同旨</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 点検項目⑥将来の減収額に関して、補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、点検項目⑧将来の効果に関して、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目⑦、⑧、⑨及び⑩に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(注)【復興庁の補足説明】欄には、復興庁から送付された文書を引用している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
2	対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税 03） （個人住民税：外、法人住民税：義、事業税：義）（地方税 03） 【新設・ <u>拡充</u> ・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 現在、避難解除区域等において、都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備にあたり、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等（5,000万円特別控除等）の適用を受けるところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 また、当該特別控除等については、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前においても適用を受けるところ、同様に、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても適用する。 《関係条項》 ○福島復興再生特別措置法第 32 条 ○都市計画法第 11 条第 12 項 ○租税特別措置法第 33 条の 4、第 65 条の 2、 ○租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 4 号の 9
4	担当部局	復興庁 原子力災害復興班
5	評価実施時期及び分析対象期間	平成 28 年 8 月
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 27 年度 収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
7	適用又は延長期間	－
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」において、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備することとされた。 また、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路(これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む)について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされた。 整備にあたっては、除染とインフラ整備が一体的かつ効率的に行われる予定である。 これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法 ○福島復興再生基本方針 3 福島復興及び再生の基本理念、基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特種な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施 	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて(平成 25 年 12 月閣議決定、平成 27 年 6 月改定)</p> <p>2. 新たな生活の開始に向けた取り組みを拡充する。</p> <p>(2)復興拠点の整備</p> <p>地元の各市町村は復興拠点の整備を計画している。市町村ごとに相違はあるものの、こうした町内の復興拠点は、おおむね、複数の施設・機能から構成され、新しいまちづくりにおける中核としての位置づけがなされている。こうした町内の復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月に施行された改正福島復興再生特別措置法において創設した復興再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)による一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、様々な支援策等を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援していく。</p> <p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針(平成 28 年 3 月閣議決定)</p> <p>2. 各分野における今後の取り組み</p> <p>(4)原子力災害からの復興・再生</p> <p>④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化(略)</p> <p>市町村内外の復興拠点については、一団地の復興再生拠点市街地形成施設制度など、福島再生加速化交付金を始めとするさまざまな支援策の柔軟な活用等により円滑かつ迅速な整備を支援していく。(以下略)</p> <p>■復興庁政策評価体系 施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進</p>	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 復興拠点等の整備等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置が適用されることで用地取得が迅速化され、復興拠点等の整備に要する事業期間が短縮されることにより、復興拠点等の整備等が促進される。</p>	
9	有効性等	①: 適用数等	—

		②: 減収額	—
		③: 効果・租税減是認効果	<p>《効果》 本特例措置により、帰還困難区域における市町村において、復興拠点等の整備等に向けた検討及び具体化が促進される。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》 本特例措置は、効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、復興拠点等の整備等に大きな役割を果たす。</p>
10	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>避難指示解除区域等においては、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」において租税特別措置が講じられているところ、帰還困難区域に設定される復興拠点等においても、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 2 月